

社会福祉法人真心の会役員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人真心の会の役員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、定款第8条及び第21条に規定する評議員、理事及び監事をいう。

(役員の出席報酬等)

第3条 役員が評議員会又は理事会へ出席した場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員勤務報酬等)

第4条 理事長が法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2の理事長業務報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 役員が法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により役員業務報酬及び実費弁償費を支払うことができる。この場合において、同日にあわせて評議員会又は理事会へ出席した場合も同様とする。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の監査指導報酬等)

第5条 監事が法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により監事監査指導報酬及び実費弁償費を支払うことができる。この場合において、同日にあわせて評議員会又は理事会へ出席した場合も同様とする。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(適用除外)

第6条 法人の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第7条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成20年6月24日より適用する

この規程は、平成24年5月30日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

この規定は、令和6年6月20日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表1（日額）

名 称	報 酬	実費弁償費
評議員会・理事会出席報酬等	7,000円	500円～3,000円

別表2

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長業務報酬等 （月額）	120,000円	常勤職員に準ずる
役員業務報酬等 （日額）	（半日） 7,000円 （1日） 10,000円	500円～3,000円
監事監査指導報酬等 （日額）	（半日） 12,000円 （1日） 16,000円	500円～3,000円

*日額報酬は、業務従事時間が4時間以下を半日とし、4時間を超える場合は1日とする。